

岩手県告示第186号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定により、次のとおり認定特定非営利活動法人の認定をした。

平成29年3月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 特定非営利活動法人カリタス釜石
- 2 代表者の氏名 平賀徹夫
- 3 主たる事務所の所在地 岩手県釜石市大只越町二丁目4番4号
- 4 認定の有効期間 平成29年3月9日から平成34年3月8日まで